

## 平成二十八年個人情報保護委員会規則第五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第九号に基づく特定個人情報の提供に関する規則（条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十一年法律第二十七号）第十九条第八号の規定に基づき、及び同法を実施するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則を次のように定める。

### （定義）

この規則において使用する用語は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

### （条例事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができる場合）

法第十九条第九号の個人情報保護委員会規則で定める事務（以下この項において単に「事務」という。）とする。

法第十九条第二項の規定に基づき条例で定める事務（以下この項において単に「法定事務」という。）とする。

法第十九条第二項の規定により定める事務（以下この項において単に「法定事務」という。）とする。

### （届出及び公表）

第三条 法第十九条第九号の規定に基づき特定個人情報の提供を求める地方公共団体の長その他の執行機関は、あらかじめ、次に掲げる事項を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

一 法第九条第一項の条例を制定した地方公共団体の名称

二 法第九条第二項の条例及び条例事務の名称

三 条例事務関係情報提供者及び当該条例事務関係情報提供者に対し提供を求める特定個人情報

四 前三号に掲げるもののほか、個人情報保護委員会が定める事項

二 個人情報保護委員会は、前項の規定により届出のあつた事項について、必要があると認めるときは、その届出をした地方公共団体の長その他の執行機関に対して、当該届出に係る事項について

説明を求め、又は必要な訂正を求めることができる。

三 個人情報保護委員会は、第一項の規定により届出のあつた事項が前条各項のいずれにも該当すると認めたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

四 個人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、第一項各号に掲げる事項の全部又は一部をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

五 第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、同項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

六 第二項から第四項までの規定は、前項の変更の届出について準用する。

### （中止の届出及び公表）

第四条 前条第一項の規定による届出をした地方公共団体の長その他の執行機関は、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わないこととしたときは、その旨を個人情報保護委員会に届け出なければならない。

二 個人情報保護委員会は、前項の規定による届出を受けたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

三 個人情報保護委員会は、前項の規定による通知をしたときは、法第十九条第九号に規定する特定個人情報の提供の求めを行わない旨を前条第四項に規定する方法により公表するものとする。

### （離則）

第五条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に關し必要な事項は、個人情報保護委員会が定める。

**附 則**

(施行期日)

**第一条** この規則は、法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から施行する。  
 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則の廃止)

**第二条** 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第十四号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第三号。次条において「旧規則」という。)は、廃止する。

**第三条** 前条の規定の施行の日の前日までに、同条の規定による廃止前の旧規則附則第二条第一項の規定に基づき地方公共団体の長その他の執行機関がした届出については、この規則中の相当する規定によりした届出とみなす。

**2** 前条の規定の施行の日の前日までに、同条の規定による廃止前の旧規則附則第二条第二項の規定に基づき個人情報保護委員会がした手続については、この規則中の相当する規定によりした手続とみなす。

**附 則（令和二年一二月二八日個人情報保護委員会規則第四号）**

この規則は、令和二年十二月二十八日から施行する。

**附 則（令和三年八月二十五日個人情報保護委員会規則第二号）**

この規則は、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（令和三年九月一日）から施行する。

**附 則（令和五年九月一五日個人情報保護委員会規則第四号）**

この規則は、公布の日から施行する。